## 適正搬入申出書

## 「排出事業者]

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

東京二十三区清掃一部事務組合の中防処理施設に搬入する産業廃棄物については、東京二十三 区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第8条に定める受入基準、および以下の遵守事項を 厳守し、適正に搬入することを申し出ます。

なお、産業廃棄物を中防処理施設へ搬入する際に、違反行為をした場合は、東京二十三区清掃 一部事務組合廃棄物処理条例第8条、同施行規則第6条及び第7条に規定する受入拒否等の処分 に従います。

## 【遵守事項】

- 1. 都内の事業場及び元請工事から排出された産業廃棄物に限り搬入します。
- 2. 搬入承認を受けている廃棄物のみを搬入します。
- 3. 受入基準を遵守します。
- 4. 搬入できる廃棄物の量は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物条例第6条第2項に基づく 告示(東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画)で定める上限を遵守します。
- 5. 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止の措置を講じます。
- 6. 運搬車両の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用 に供する車両である旨その他の事項を見やすいように表示します。
- 7. 運搬車両は、確実に点検整備をし、故障及び事故等がないように努めます。
- 8. コンテナ車による搬入時は、**空車計量時に搭載したコンテナ又は空車計量時に搭載したコン テナと同型同重量**であると申請しているコンテナを使用します。
- 9. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) その他の車両運行等に関する法令その他関係法令を遵守します。
- 10. 処理施設の係員の指示に従います。

		年	月	日
申出人	住所			
	氏名 ( 法人名 ( 代表者名 )			印
	(注人にあっては事業所の所在地・グ	 Z 称 • 代 表	考の氏	-夕)

## 【受け入れる産業廃棄物の種類及び受入基準】

産業廃棄物	受 入	基		準	
の種類	個 別 基 準	共	通	基	準
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴	1	再生利用で	きないも	のに限
	って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製	る	0		
	造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うも				
	のに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製	2 特別管理産業廃棄物でない			
	本業及び印刷物加工業に係るもの。	こと。			
	排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートル				
	の正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。	3 次に掲げるものが付着し、			
	なお、襖、障子のうち産業廃棄物(紙くず)に該当す	又は封入されていないこと。			
	る部分については縦2メートル×横1メートル×厚さ	(1)	毒物及び劇	引物取締治	去 (昭和
	3 センチメートルに収まる大きさでの搬入を認める。		25 年法律第	第303 号)	第2条
木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴	に規定する毒物、劇物及び			
	って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家		特定毒物		
	具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業		農薬取締治		
	及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のため使用した		第 82 号) 第	52条に規	定する
	パレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した	農			
	こん包用の木材を含む。)に係るもの。		油分		
	破砕、切断の場合は、排出者自らが破砕、切断等処理		著しい発色		き泡性を
	したものに限る。		有するもの		
	柱状のものは、長さ180センチメートル以下かつ最			2 - 2 2	\\
	大径30センチメートル以下のもの。板状のものは、縦		ロール状の		
	180センチメートル×横90センチメートルの長方		設の破砕機		
	形に収まる大きさで、厚さ3センチメートル以下のも		、破砕機の		
	の。また、箱状のものは、縦180センチメートル×横		く等、重大		
	90センチメートル×奥行き50センチメートル以下	75	るため受け	人れしな	: ( \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	のもので中空のもの。	_	いぶ品体の	シェンション	D N→
	パレットは、縦140センチメートル×横140セン	5	おが屑等の		
	チメートル×厚さ15センチメートル以下のもの。	.2.	容物が飛散		
繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴		強度を持っ		- 悃己し
	って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維	颁	入すること	0	
	製品製造業を除く。)に係るもの。	6	その他、処	理協設の	(答理) 海田海
	排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートル		ての他、処 に支障がな		
	の正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。	占と		v . D 07 C	<i>□ ω' (ω</i> .
	なお、畳のうち産業廃棄物(繊維くず)に該当するも		0		
	のについては一畳の大きさでの搬入を認める。				